



いばらき

農業委員会だより

平成27年4月
(創刊昭和50年11月)

第158号

編集・発行
茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel620-1677(事務局)



雑草が繁茂する農地

遊休農地とは
①1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている
のいずれかに該当する農地のことです。農業委員会からの指導の対象となります。

農業委員会では、毎年、遊休農地の解消に向け、全ての農地の利用状況調査を行っています。高齡化の進展などによる農業従事者の減少や後継者不足等により、年々遊休農地の解消が難しくなっています。

遊休農地解消にご協力を

遊休農地は周辺にも悪影響が

遊休農地は、雑草や害虫等の温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、また、火災発生の原因となる等、周辺の営農環境や地域住民にも多大な迷惑となります。

遊休農地の発生防止と解消に向けて、所有者等の皆様のご協力をお願いします。

遊休農地の所有者などに対して農地の利用意向を確認

農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対して意向調査を実施します。

意向調査では、①自ら耕作する、②農地中間管理機構に貸し付ける(農業振興地域内農地に限りません)、③誰かに貸し付ける等の意向を確認します。

遊休農地の所有者等が、意向どおり取組を行わない場合、農業振興地域内農地については、農業委員会が農地中間管理機構との協議を行うよう勧告します。

平成27年4月から農地台帳情報を公表します

公表します

農地法改正により、農業委員会による農地台帳の整備と公表が義務付けられ、市街地調整区域内農地については、インターネットや農業委員会の窓口で公表されます。項目については次のとおりです。

インターネットによる公表

- ①農地の所在、地番、地目及び面積
- ②賃借権等の種類・存続期間
- ③遊休農地の措置の実施状況
- ④農振法・都市計画法の区域区分
- ⑤貸付けに関する所有者の意向
- ⑥農地中間管理機構が借りている農地かどうか

農業委員会窓口による公表

- ⑦所有者の氏名
 - ⑧賃借人等の氏名
- 詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業委員短信

市議会の役員改選により、次の方々が市議会からの推薦を受け、市長から選任された農業委員(学識経験を有する者)として、2月6日付けで就任されました。

(議席順)
【就任】



下野 巖委員
(運営協議会委員)



友次通憲委員



大嶺さやか委員
(編集委員)

【退任】

篠原一代委員 畑中 剛委員 桂 睦子委員

相続等により農地の権利を取得した場合は届出が必要です

相続等により農地の所有権や賃借権(旧小作権)を取得した場合は、農業委員会へその旨を届け出る必要があります。

次のいずれかにより、農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した場合は、届出が必要です。

- ①相続(遺産分割、包括遺贈、相続人に対する特定遺贈を含む。)
 - ②法の合併・分割、③時効
- 賃借権が設定された農地の耕作者

が死亡した場合も、耕作をする権利は相続人に継承されます。遺産分割協議の際、賃借権についての話し合いも忘れず、書面に残しておくことが大切です。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、罰則の適用があります。なお、この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。所有権移転登記の手続は、別途必要です。

農地相談 Q&A 転用後の地目変更登記は?

Q 私は、3年前、市街化区域内の農地にマイホームを建築するため、農業委員会に農地転用の届出をしました。しかし、土地登記事項証明書(登記簿謄本)を法務局から取得したところ、地目欄が「田」のままになっています。農地転用の届出をしているのに、なぜ登記地目が「田」のままなのでしょう。

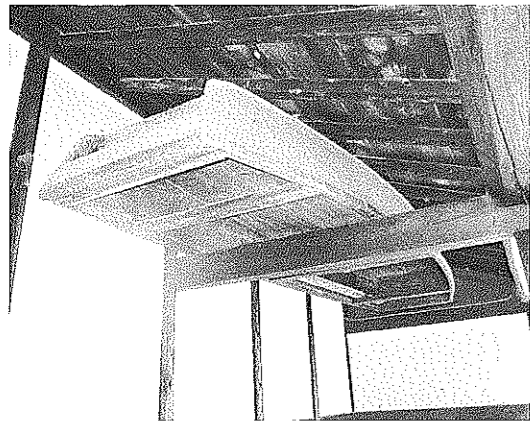
A 「農地転用の届出をしているので、地目も変更されているはず」という思い込みはありません。今回のようなケースで、マイホームを建て、法務局で建物の登記をしても、土地の地目変更登記をしていなければ、何年経過しても土地の地目は農地(田、畑)のままです。他の用途で転用している場合も同様です。これは、不動産登記法という農地法とは別の法律があるからです。転用が完了しても地目変更登記をしていなければ、何年か経過したときに、土地を動かそうとした場合に容易に所有権移転ができないことがあります。なぜならば、地目が農地のままだからです。農地法の手続が終わり、その農地の転用目的が達成できた場合は、法務局で地目変更登記の手続を行ってください。なお、課税は現況主義ですので、課税が宅地であっても、登記簿が宅地とはかぎりません。

全国農業新聞

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、最新の農業情勢について分かりやすく解説し、農業者の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

- 購読料 月額700円(送料共)
 - 発行日 毎週金曜日
- 購読のお申し込みは、茨木市農業委員会へ

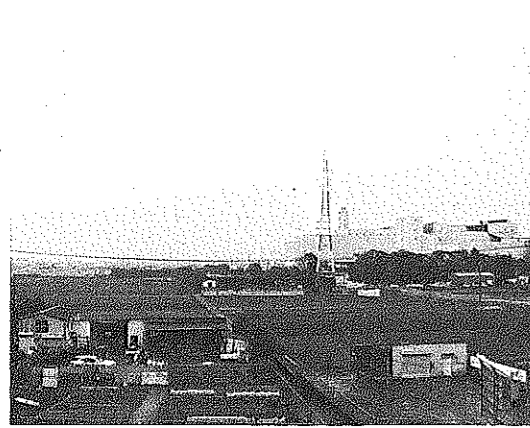


軒下に置かれた田船「いなおし」

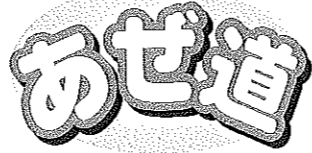
私の住んでいる地域は、茨木市の南東部、高槻市の西面地区と接した地域で、府道十三高槻線を挟んで北側が目垣、南側が南目垣です。茨木市内でも、東野々宮と併せ耕作面積が一番広い都市部の緑の空間です。耕作者は目垣地区の方が43軒、他所よりの出作者が90軒位で、耕作面積は地元、出作者半々程度です。私の子供の頃は、牛と人力で耕作に精を出していました。泥田の多い

地域で、稲木干した稲を高い田畑まで牛に引かせた「いなおし」という田船で運び、脱穀し、稲作後は三島カンラン(キャベツ)、なたね等の栽培を朝早くから夜遅くまで続けたのが思い出されます。現在は、土地改良事業により用排水の便も良く、稲作に適した良い圃場ですが、時代・社会の移り変わりが、近年では耕作放棄されている田んぼが増えつつあります。その大きな要因は、「高齢化・労働力不足・息子が遠隔地に勤務」等いわゆる後継者がいないことです。定年65歳が終わって耕作可能となっても、体がついていかない、経験が無い、年老いてから人に聞くのが恥ずかしい等、地域社会の絆の薄れもあります。出作者も、親が土地を購入された時は地域の人に迷惑をかけまいと思いつながり耕作をされていたが、親が亡くなりサラリーマンの息子の

代になると、農機具を遠隔地から運搬して耕作するような人も少なくなり、希薄な倫理感も昨今の風潮です。地価が高騰するほど遺産相続に関係する耕作放棄地も増えていきます。耕作経験もない、農機具もない、耕作地も知らない。また、遠隔地に住む方に相続されている。これらも耕作放棄の要因となっています。田畑売買の場合は農地法により、譲受者は農地20アール以上の耕作者、農機具も自前で持っている、耕作地までの通作が可能等が条件ですが、相続にはそれらの条件が全くありません。これは、農水省と財務省等行政の縦割りによるものなのでしょう。当地区には専業農家の方もいません。耕作地があっても、地域内に引き受け手がありません。また、「農産物の価格低迷」、「機械代金の高額化」等我々も考えなければいけない問題ですが、農業経営条件の悪化も大きな要因です。しかしながら、耕作放棄地にされて困るのは、真面目に農業従事されている近隣耕作者です。「病害虫の発生」、「特にカメムシによる被害」、「ゴミの不法投棄」による火災、「野生の鳥獣の住家」となって損害を被ります。社会的には「景観の悪



現在の南目垣地域



農業委員 葛馬正一

都市部の耕作放棄地に憂いする

「食料の安定供給に悪影響」となってしまう。住民から「雑草がなんとかならないのか」との投書は頂くは、火事は発生するは、関係者には大変迷惑なことです。土地所有者には、農地を守る権利と義務があると思うのですが、欠如しているような気がします。地区実行組合からも地権者に現状写真を持参し、対処策も説明しながら耕作放棄地解消のお願い訪問、遠隔地の方には写真と放棄地解消願の手紙を送付しています。農業委員会でも農地パトロールを年2回実施し、対象者には解消指導等も行っていますが、対処していただける方が少ないのが現状です。

「食料の安定供給に悪影響」となってしまう。住民から「雑草がなんとかならないのか」との投書は頂くは、火事は発生するは、関係者には大変迷惑なことです。土地所有者には、農地を守る権利と義務があると思うのですが、欠如しているような気がします。地区実行組合からも地権者に現状写真を持参し、対処策も説明しながら耕作放棄地解消のお願い訪問、遠隔地の方には写真と放棄地解消願の手紙を送付しています。農業委員会でも農地パトロールを年2回実施し、対象者には解消指導等も行っていますが、対処していただける方が少ないのが現状です。

「食料の安定供給に悪影響」となってしまう。住民から「雑草がなんとかならないのか」との投書は頂くは、火事は発生するは、関係者には大変迷惑なことです。土地所有者には、農地を守る権利と義務があると思うのですが、欠如しているような気がします。地区実行組合からも地権者に現状写真を持参し、対処策も説明しながら耕作放棄地解消のお願い訪問、遠隔地の方には写真と放棄地解消願の手紙を送付しています。農業委員会でも農地パトロールを年2回実施し、対象者には解消指導等も行っていますが、対処していただける方が少ないのが現状です。

平成27年 茨木市農業委員会委員選挙人名簿登録申請書集計

平成27年1月30日現在

地区	実行組合	世帯数	男	女	計	地区	実行組合	世帯数	男	女	計	
茨木	茨木第二	1	1	1	2	福井	福井上	34	50	53	103	
	茨木第三	5	5	6	11		福井中	31	36	39	75	
	茨木第四	3	5	6	11		福井下	31	35	30	65	
	茨木第五	3	5	2	7		中河原	5	8	6	14	
	茨木第六	3	4	2	6		計	101	129	128	257	
	計	15	20	17	37		前年計	102	136	133	269	
	前年計	15	21	19	40	豊川	岩阪	17	18	21	39	
三島	西河原	13	18	22	40		畑	8	7	9	16	
	田中	4	4	3	7		上川原	17	20	20	40	
	耳原	19	25	26	51		鳥羽	27	32	37	69	
	太田	28	37	36	73		清水	19	29	34	63	
	総持寺	3	2	4	6		東村	28	32	41	73	
	総持寺二丁目	1	2	1	3		宿川原西	11	15	16	31	
	中総持寺町内	3	5	6	11		道祖本東	16	21	23	44	
	橋の	10	10	7	17		上平	9	8	1	9	
	戸伏第二	28	34	40	74		山ノ下	1	1	2	3	
	船川	2	3	2	5	砂ヶ原	3	3	2	5		
計	112	141	148	289	計	156	186	206	392			
前年計	124	144	157	301	前年計	159	195	224	419			
春日	下井	7	7	12	19	石河	大岩	39	52	50	102	
	郡山	12	17	14	31		大安	15	14	19	33	
	郡	14	16	20	36		生保	10	19	13	32	
	上野	7	9	9	18		桑原	16	19	17	36	
	五日市	12	13	19	32		計	80	104	99	203	
	畑田	7	9	9	18		前年計	80	105	102	207	
日	上穂積	19	23	27	50	見山	下音羽	34	43	39	82	
	中穂積	8	10	12	22		上音羽	36	45	48	93	
	下穂積	23	33	41	74		銭原	44	49	74	123	
	奈良	27	32	41	73		長谷	12	15	15	30	
	計	136	169	204	373		清阪	9	17	12	29	
	前年計	135	177	201	378		車作	38	52	41	93	
玉	内瀬	11	14	18	32	清	忍項寺	16	13	16	29	
	水尾	8	10	10	20		計	189	234	245	479	
	真砂	9	16	14	30		前年計	190	243	251	494	
	沢良宜東	16	22	28	50		泉原東谷	28	30	30	60	
	沢良宜西	9	12	16	28		泉原中垣内	18	22	21	43	
	沢良宜浜一丁目	17	28	22	50		泉原西垣内	19	23	22	45	
沢良宜浜三丁目	14	16	17	33	泉原下南	14	18	15	33			
計	84	118	125	243	佐保免山	18	23	26	49			
前年計	86	131	127	258	佐保松谷	25	38	34	72			
玉	野々宮	21	32	33	65	溪	佐保馬場	30	42	35	77	
	玉島二丁目	17	22	30	52		千提寺	15	15	18	33	
	目垣	5	7	7	14		計	167	211	201	412	
	目階堂	41	60	57	117		前年計	168	215	214	429	
	二階堂	14	16	24	40		宇野辺	17	25	20	45	
	五十五	6	10	9	19		丑寅	3	5	6	11	
計	127	179	191	370	蔵垣内	14	15	20	35			
前年計	124	178	189	367	計	34	45	46	91			
安	安威北	42	54	62	116	その他	前年計	34	45	47	92	
	安威中	19	27	23	50		計	12	13	11	24	
	安威南	24	33	30	63		前年計	18	19	17	36	
	山西	7	8	5	13		総計	1,324	1,693	1,762	3,455	
	十日市	19	22	21	43			前年総計	1,346	1,755	1,825	3,580
	計	111	144	141	285			前年対比	▲22	▲62	▲63	▲125
前年計	111	146	144	290								

本表は、1月1日現在の申請等に基づき、農業委員会で申請書の審査を行い、1月30日付け選挙管理委員会に送付した実行組合別の集計です。選挙管理委員会は2月20日までに名簿を作成し、内容の正確さを期するため2月23日から15日間縦覧期間を設けた後、3月31日に名簿を確定します。実行組合名簿の「その他」は、実行組合未加入世帯です。